

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会

第3回議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第3回）

議事次第

日 時：令和元年12月3日（火）14：00～17：00

場 所：中央合同庁舎5号館（厚生労働省）専用第20会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）第2回検討会における主な議論について
- （2）「体罰等によらない子育てのために（素案）」について
- （3）意見交換

3. 閉 会

○柳室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」第3回を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに資料の確認をさせていただきます。配付資料は右上に番号を付させていただいておりますけれども、資料1～5、参考資料になってございます。資料1につきましては「第2回検討会における主な議論」。資料2としては「体罰等によらない子育てのために（素案）」。また、委員提出資料としまして、高祖委員から資料3、福丸委員から資料4、森委員から資料5を提出していただいております。加えまして、参考資料としまして、前回もお配りしております「体罰等によらない子育ての推進について」をおつけしております。

資料の欠落等がありましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、恐れ入りますが、カメラ撮影はこれまでとさせていただきます。

(カメラ退室)

○柳室長補佐 それでは、これより先の議事は大日向先生にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○大日向座長 皆様、こんにちは。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず議事1「第2回検討会における主な議論について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 それでは、資料1をごらんください。「第2回検討会における主な議論」を整理しています。初めに、ガイドラインの内容に関する意見を御紹介させていただきます。

1の「はじめに」の項目に関する御意見です。1つ目の○、「体罰や暴言は子どもの人権侵害であるということに記載いただきたい」。2つ目の○、「親を罰するためのものではないという明確なメッセージを出すべき」。3つ目の○、「保育や教育現場など、子どもと日常的にかかわる専門家の方たちも読み手として想定していただくことも重要」。4つ目の○、「父親やその他にも多様な在り方があることを念頭に置いた記載としてほしい」という御意見をいただいています。

次に、2の「しつけと体罰は何が違うのか」の項目に関する御意見です。1つ目の○、「体罰の定義として、どんなに軽いものであっても許されないということが明確にされる必要がある」。2つ目の○、「行為そのものが不適切だという視点や、子どもの人権の視点からと、健やかに育つ権利が損なわれる行為であるというような捉え方も重要」。3つ目の○、「言葉による暴力も、体罰と同列で認められないことを記載すべき」。4つ目の○、「条文を用いて子どもの権利をきちんと説明する必要がある」という御意見をいただいています。

1枚おめくりください。次に「3. なぜ体罰等をしてはいけないのか」の項目に関する御意見です。1つ目の○、「『マルトリートメント』も脳への影響があるということに記載すべき」。2つ目の○、「逆境的小児期体験に関する視点も踏まえてはどうか。一方で、虐待の世代間連鎖ということだけでなく、虐待を受けても回復している人もたくさんいる

ため、その点に配慮した表現をしていく必要がある」。3つ目の○、「『大人の行動は子どもにとってのモデルである』と言う考え方を記載すべき」という御意見です。

次に、「4. 体罰等によらない子育てのための方策」の項目に関する御意見です。1つ目の○、「怒鳴らないとすると、どうすればよいのかということ、明確にわかりやすく、すぐ実践できるようにしていく必要がある」。2つ目の○、「子どもの肯定的な姿や態度、行動に肯定的な注目する、という内容を包括的な視点で記載してはどうか」。3つ目の○、「親自身がリラックスできるとか、少し子育てから離れられるとか、そういった方策を盛り込んでいただきたい」。4つ目の○、「関係機関の現場での保護者への声かけや対応、啓発等も盛り込まれるとよい」という御意見をいただいております。

次のページをごらんください。続きまして、ガイドラインを踏まえての普及・啓発等に関する御意見を御紹介させていただきます。1つ目は普及・啓発等の手段に関する御意見です。1つ目の○、「両親学級のコンテンツの中で、今回の体罰を使わないで子育てするという要素は必ず入れることとしてはどうか」。2つ目の○、「文部科学省等関係省庁と連携した横断的な取り組みが不可欠」。3つ目の○、「動画を作成してホームページに公開する等の取組が必要ではないか。短いCMを流したり、電車の通勤時間にスポットで流す等の取組が重要」。4つ目の○、「ホームページにQ&Aを設けるなど、仕組みづくりが重要ではないか」という御意見をいただいております。

次に、普及・啓発等の機会・タイミングに関する御意見を紹介します。1つ目の○、「再婚時の親への届け出時のタイミングでの周知方法を検討いただきたい」。2つ目の○「ライフイベントごとに情報提供ができるのではないか」。下に目を移していただきますと、「時期に応じていろいろ盛り込む内容を考えるというのも重要ではないか。スケジュールを押さえて何回か周知する機会が持てるとよい」。3つ目の○、「妊娠、出産期であれば、医療機関を通過するため、ここでのサポートや、パンフレット・リーフレットの配布が効果的ではないか。保健師や医療関係者に、気になる保護者の対応方法や体罰によらない子育て方法などのスキルが身につけられるとよい」という御意見をいただいております。

次のページをごらんください。「その他の取組」に関する御意見です。1つ目の○、「調査、評価・検証が非常に重要。保護者だけでなく子どもにも体罰の実態について調査すべき」。2つ目の○、「調査を実施するときには、国際的な質問項目も参考にしながら効果測定すべき」。3つ目の○、「ハイリスクで優先的に手厚いサポートが必要な場合と、ひろば等のもう少し裾野が広い一般的なところでのサポートという両方の視点を持つべき」。4つ目の○、「保護者支援プログラムについて、今後ヒアリングをしてもいいのではないか」という意見をいただいております。

最後に、ガイドラインとその後の取組の関係に関する御意見を紹介します。1つ目の○、「ガイドラインでは、社会で共有される大きな枠組みを共有し、その後、いろいろな場面に落とし込んでいく形がいいのではないか」。2つ目の○、「ガイドラインは、子育てをしている保護者へのメッセージという形で大きく打ち出すのがいいのではないか。その先

に、シングルの方、再婚家庭など、あるいは年齢別や発達障害などの対象別に波及させていくべきではないか」という意見をいただいています。

資料1の御説明は以上でございます。

○大日向座長 ありがとうございます。

続いて、議事2「体罰等によらない子育てのために（素案）」に移りたいと思います。初めに、資料2の内容と今後の進め方について、事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 資料2をごらんください。第1回、第2回の検討会の御意見等を踏まえまして、「体罰等によらない子育てのために（素案）」を作成いたしました。

1枚おめくりください。ページ数2に目次を記載しております。こちらも第2回の検討会でお示しし、御議論いただきましたガイドラインに盛り込む構成案をもとに作成しています。

「Ⅰ はじめに」「Ⅱ しつけと体罰は何が違うのか」「Ⅲ なぜ体罰等をしてはいけないのか」「Ⅳ 体罰等によらない子育てのために」「Ⅴ おわりに」。その後この検討会の構成員名簿、最後に文末脚注というものをおつけしています。

3ページ目をごらんください。さきの第2回の検討会でいただいたガイドラインに盛り込む内容案を踏まえて素案を作成しています。

「Ⅰ はじめに」というところでございます。

1 「体罰のない」子どもの権利が守られる社会へ

- 児童相談所への児童虐待の相談件数も増加の一途を辿っており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るなどの重篤な結果につながるものもあります。
- 我が国においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在します。そうしたしつけの名のもとに行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。
- 国際的な動きを見ると、世界で最初に1979年にスウェーデンが体罰を禁止して以降、1990年に発効した児童の権利に関する条約に基づき、58か国（2019年10月末現在）が子どもに対する体罰を法律で禁止しています。我が国も、1994年に児童の権利に関する条約を批准し、条約に基づき設置された国連児童の権利委員会から、1998年から数回にわたり、体罰禁止の法制化とともに啓発キャンペーン等を行うべきとの見解が示されてきました。
- こうしたことを踏まえ、令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されます。
- 法律の施行を踏まえ、体罰のない子どもの権利が守られる社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の親に対する支援も含めて社会全体で取り組んで行かなくてはなりません。

2 「体罰は『やむを得ない』のか

- 子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラした時に、「子どものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていませんか。本当に体罰をしなくてはいけないのか、もう一度考える必要があります。
- 「何度言ってもいうことを聞かない」、「痛みを伴う方が理解をする」、「自分もそうして育てられた」など、体罰を容認する意見は未だに存在します。
- しかし、体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖等によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達等に悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。また、全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

3 体罰等によらない子育てを社会で応援

- 今回の法改正による体罰禁止は、保護者が、痛みや苦しみを利用して子どもの言動を支配するのではなく、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の親に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取組の一環です。
- このとりまとめでは、体罰禁止に関する考え方等を普及し、体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、子育てに悩んだときに支援につながることを目的としています。子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方に読んでいただくことを想定しています。
- また、各地方自治体等においては、このとりまとめをもとに、全ての人に、わかりやすく周知・広報いただきたいと考えています。体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めていきましょう。

と書かせていただいております。

次のページをお開きください。

「Ⅱ しつけと体罰は何が違うのか」を記載をしております。

「1 しつけと体罰の関係」

- 親には、子どもの利益のために監護・教育をする権利・義務があります。このため、親は子どもを養育し、教育するためのしつけをしますが、「理想の子どもに育てよう」、「将来困らないようにしっかりとしつけなくては」といった思いから、ときには、しつけとして子どもに罰を与えようとすることもあるかもしれません。
- しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛又は不快感を引き起こす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。これは保護者を罰したり、追い込むことを意図したのではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で

推進することを目的としたものです。

- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすれば良いのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

その下に親への気づきを促す趣旨で具体例を記載しております。「こんなことしてしまっていないですか」ということで、5つ記載をしています。

- ・口で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを盗んだので、罰としてお尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

これらは全て体罰です。

と記載しております。

- ただし、罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為（道に飛び出しそうな子どもの手を掴む等）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子どもに暴力を振るうのを制止する等）は、体罰には該当しません。

次のページをお開きください。

- なお、親権者以外の監護・教育をする権利を持たない者については、そもそも体罰は当然に許されない行為であり、全ての人について体罰は許されないこととなります。

2として「体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為」を記載しています。

- 体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があります。その他の著しく監護を怠ること（ネグレクト）や、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）などについても虐待として禁止されています。

- 加えて、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

ここでも例示を示しております。「こんなことしてしまっていないですか」ということで、2つ挙げています。

- ・冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った

・やる気を出させるために、きょうだいを引き合いにしてダメ出しや無視をしたこれも「子どもの心を傷つける行為です」ということで、記載しております。

次の7ページは、参考として厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」の虐待の定義を引っ張って記載をしています。

8ページ目でございます。先ほど御紹介しました第2回の検討会においてマルトリートメントについての御意見もいただきましたので、コラムとして文部科学省の「養護教諭のための児童虐待対応の手引」にあるマルトリートメントの記載を引用させていただいております。

簡単に御紹介すると、「『マルトリートメント』とは、『大人の子どもへの不適切な関わり』を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念です」ということで、御紹介があり、そのレベルとしてA、B、Cがあります。Aが要保護ということで、子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護を要するレベルで、レッドゾーン。Bが軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベルで、イエローゾーン。Cとして、児童虐待とまではいかないけれども、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関等が連携をして保護者に対して啓発や教育を行い支援いく必要があるレベルで、グレーゾーンということでございます。一番下を書いてございますように、A、Bのレベルだけでなく、Cのレベルまで含めたものがマルトリートメントの概念ですということでもコラムとして御紹介をさせていただいております。

9ページをごらんください。「Ⅲ なぜ体罰等をしてはいけないのか」を記入しています。

「1 体罰等が子どもに与える悪影響」

- 体罰等は子どもの成長、発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、子どものときに辛い体験をした人は、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。
- 例えば、保護者から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「一つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほどリスクは高まると指摘する調査研究もあります。
- また、手の平で身体を叩く等の体罰を行うと、親子関係が悪化したり、周りの人を傷つけるなどの反社会的な行動が増加したり、感情的に切れやすく攻撃性が強くなったりするなど、有害な結果と関連することも明らかになり、また、それらの有害さは、虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、深刻な身体的虐待と類似しているとする研究結果も示されています。
- このように、虐待や体罰、暴言によるトラウマ体験は、心身にダメージを引き起

こし、その後の子ども達の成長・発達に悪影響を与えます。一方で、その後の周囲の人々の支援や適切な関わりにより、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されています。社会全体で子どもが安心できる環境を整え、早期に必要なケアを行うことが重要と言えます。

2として「子どもが持っている権利」を紹介しています。

- 全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られることが、権利として保障されています。保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています。
- また、全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています。
- 1990年に発効し、1994年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」では、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力や不当な取扱い等を防ぐための措置を講ずることとされています。子どもへの暴力は子どもの持つ様々な権利の侵害につながることから、日本でも法律で児童虐待等を禁止しています。
- これらの法律や児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが心身ともに健やかに成長・発達するためには、体罰等によらない子育てを推進していくことが必要です。

3で「体罰等による悪循環」を記載しています。

- 子育てをしていると子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラして、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもあるかもしれません。もし、叩いたり怒鳴ったりして子どもが言うことを聞いたとしても、それは恐怖等により子どもをコントロールしているだけです。子どもはその行為をやめる、または親の言うとおりにするだけで、どうしたらいいのかを自分で考えたり、学んでいるわけではありません。
- また、保護者の行動は子どもにとってのモデルになります。親が子どもを叩いたり怒鳴ったりすると、子どもは他人に対して同じようなことをしてしまうかもしれません。「悪いことを身をもって覚えさせる」という行為は、子どもが暴力を学ぶきっかけになってしまいます。
- 何よりも、子どもが親に恐怖等を持つと、信頼関係を築きにくくなり、子どもがSOSを伝えられなくなります。悩みを相談したり、心配事を打ち明けられないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性があります。

11ページをお開きください。IVとして、「体罰等によらない子育てのために」を記載しております。

1「体罰等をしてしまう背景」

- 体罰等をしてしまう保護者も様々な悩みを抱えています。

5つ例示を挙げています。

- ・ 一生懸命子どもに向き合っているのにいつまでも泣き止まない

- ・口で何度言っても言うことを聞かない、動いてくれない
- ・自分自身も育児や仕事、介護、家族関係等でストレスが溜まっている
- ・周囲に相談したり頼りにできる人がいない
- ・痛みを伴わないと他人の痛みが理解できないのではないかという考え方を持っている

○ この他にも、「愛情があれば叩いても理解してくれる」、「自分自身もそうやって育ってきた」、「大人としてなめられてはいけない」といった声も聞かれます。

○ 体罰等はよくないと頭では分かっているけど、イライラしてつい手をあげてしまうといったこともあります。また、手の甲やお尻を叩くくらいなら許されるのではないかと考えたこともあります。

○ 日常生活の中で、子どもが思ったとおりに行動してくれなかった時に、短期的に言うことを聞かせるための手段の一つとして、しばしば体罰が用いられています。

2として「具体的な工夫のポイント」を挙げております。

○ 体罰等を使わないようにしようと思っても、子どもが言うことを聞いてくれず、イライラすることがあります。そのようなときは、以下の主なポイントをヒントにして心がけながら、子どもに向き合みましょう。

次のページをごらんください。

(1) 子どもとの接し方のポイント

①子どもの気持ちを受け止める、気持ちや考えを聞く

子どもは受け止められることで、自分が親から大切にされていることを感じます。まずは、子どもの気持ちを、受け止めましょう。「イヤだ」と言うのも子どもの気持ちです。そのような感情を持つこと自体はいけないことではありません。

また、好ましい行動を一方向的に子どもに指示するのではなく、気持ちを受け止めた上で、子どもに問いかけ、どうしたらよいのかを一緒に考えましょう。年齢や成長・発達などに応じて、子どもの気持ちや考えを聞くことが大切です。

②行動に注目して、肯定的・具体的に話す

子どもに伝わりやすい方法・内容で説明しましょう。「走らない！」と怒鳴りつけるのではなく、「歩きましょう」など、肯定的でわかりやすい声掛けをしましょう。また、子どもに指示などを伝える時には、「CCQ」(Calm: 穏やかに、Close: 近づいて、Quiet: 落ち着いた声で)を心がけましょう。指示を受け入れやすくするには、予告したり、選択肢を示すといった方法があります。

③良いこと、望ましいことをしたら褒める

子どもが良いことをしたら、すぐに褒めることが、子どもの自信や望ましい行動につながります。結果だけではなく、頑張りを認めましょう。肯定的な注目は、子どもの自己肯定感を育みます。

その下に「褒め方のコツ」を記載しております。

- ・何を褒めたのか分かるように、具体的に褒める
- ・すぐに褒める
- ・最終的なゴールに到達していなくても、今できているところに注目して褒める
- ・褒める側の思いを伝える
- ・注意して行動が修正されていたり、修正しようという努力が見られたりしたら、すかさず本人の努力を褒める

次のページをお開きください。

④一緒にする、リハーサルをする、お手本になる

子どもが片づけをしない場合など、「一緒に片づけよう」と行動を共にして方法を見せるのも効果的です。静かにしていなくてはならない場所に行く場合は、小さな声で話す練習を試みるなども一つの方法です。

また、あいさつなどは日ごろの家族のコミュニケーションから学びます。相手へのあいさつを強要する前に、家族の中で「おはようございます」「ありがとう」などを言い合う環境づくりを意識しましょう。

⑤注意をそらす、モチベーションをあげる

子どもが困った行動に固執してしまう場合は、気持ちを切り替えるのに時間がかかっている場合もあります。時間的に可能なら、待つことで子ども自身が気持ちを切り替えることができるかもしれません。難しければ、場面を切り替えて（家の中で泣いているなら、外に散歩に出てみる等）気分を変えることも有効です。

「片づけをしない」「課題に取り組まない」などは、モチベーションを上げる関わりも効果的です。「歌を歌っている間に片づけてみよう」「大好きな魚について調べてみよう」など、楽しく取り組める工夫を子どもと相談してみましょう。

(2)は「親自身のポイント」を挙げています。

①環境を整える

乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、「触っちゃダメ!」と叱らないで済む環境作りを心がけましょう。忘れ物が多い場合には、忘れ物をしないようにするにはどうしたらいいのかを相談し、可視化する（持ち物リストを作る、できたらシールを貼る等）ことも効果的です。

困った行動をする場合、子ども自身が困っていることもあります。子どもとコミュニケーションを取り、困りごとをひも解いてみましょう。

例えば片づけをしない場合、何をどこに片づけるかをわかりやすく明確にしましょう。子どもが自分で片づけやすいように環境を整える工夫も大切です。

次のページをお開きください。

②発達段階を理解する

子どもが身の回りのことをできるように促したり、学びなどを養育者がサポートしたり応接することは大事です。それぞれの子どもの成長発達段階を理解し、声掛けを

しましょう。きょうだいや周囲の子と比べて批判したり、成長・発達に見合わない課題を押し付けたりしないようにしましょう。

③家事の分担、時間の使い方などを見直す

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族で家事を分担したり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦労を相談するなど、親自身がSOSを出すことが大切です。

1日の時間の使い方も、工夫してみましょう。朝の時間が忙しくてイライラしてしまう場合は、夜に回せるものがないか、パートナーや親子で協力できることはないかなど、相談しましょう。

④クールダウンの方法を見つける

「イヤじゃないでしょ!」「なぜできないの!」などは、ストレスの爆発です。怒鳴りつける、叩くなどして、子どもにぶつけないように、まず、ストレスの爆発を防ぎましょう。

時間や心に余裕がないときは、イライラが爆発する前にクールダウンするための自分なりの方法を見つけておきましょう。例えば、深呼吸をする、数を数える、窓を開けて風に当たるなど、イライラを逃がしましょう。

時間がない、疲れているなど、イライラを起こしている元の原因に向き合い、可能なら軽減しておくことも大切です。

次のページをごらんください。

「3 一人で抱え込まない」ということを記載しております。

○ 自分一人ではどうにもならないことも、周囲の力を借りると解決をすることがあります。子育ての悩み等を一人で抱え込んでしまうことで、子どもに対して感情的になり、叩いたり怒鳴ったりすることにつながってしまう可能性があります。

○ 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口にご連絡ください。

○ また、周囲の親族や地域住民、NPO、保育等の子育ての支援者、医療・福祉・教育現場等で子育て中の保護者に接する方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者が一人で抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所などとも連携をして、社会全体で支えていくことが必要です。

次の16ページは、コラムとして「こんなときどうする」ということで、今、御紹介してきたものの具体的な工夫の例を書いております。

1つ目の○、出かける時間になっても支度をしない場合、「早く支度しなさい」ということを「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう」という言葉の言い換えですとか、着替えられたら、「自分でちゃんと着がえられたね。じゃあ、次はカバンをもっ

てきてください」という例示を紹介しています。

「支度」とひとくくりにしてしまうと、何からやっていいか分からないことがあります。やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。また、できたことに注目してそれを伝える（できれば、「自分で頑張って着替えられたね」と具体的にほめる）ことも有効です。

2つ目の○として「『イヤだ』を連発して言うことを聞いてくれない」。

そこでは、「座りなさい」ということでなくて、「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」ということの言いかえを紹介しています。

子どもにも意思があるので、指示されてばかりだと反発したくなることもあります。特に、自分でやりたい、という自我が芽生える幼児期は、子どもが選べるように複数の選択肢を提示して、子どもの意思を尊重するのも一つの方法です。

3つ目の○として「よく忘れ物をしてしまう」。「なんで忘れ物するの」から「忘れ物を減らす方法を一緒に考えよう」ということを紹介しています。

望ましくない行動がある時に、それを批判するのではなく、その行動に関係しそうなことがらを変えてみることもできます。例えば、大事な持ち物は、「玄関の真ん中に目立つように置いておく」などの工夫があります。

また、子どもに触られたくないものは、見えないところや届かないところにしまうなど、環境を変えることで、大人がイライラすることも減るかもしれません。

次のページをお開きください。

「V おわりに」を記載しています。

- 令和2年4月に児童福祉法等の改正法が施行され、体罰が許されないものとして法定化されます。しかし、法律で体罰が禁止されたからといって、すぐに体罰のない社会が実現できる訳ではありません。
- 世界で最初に体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していきました。法律が変わったことはゴールではなく、これから、一人ひとりが意識して社会全体で取り組んでいく必要があります。
- 子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなくはなりません。同時に、保護者が子育てで孤立しないように、社会全体で子育てを行っていく必要があります。このとりまとめが、体罰等のない社会の実現の一助となることを願っています。

ここまでが本文です。

その次のページに構成員名簿、19ページに文末脚注をお示ししております。

資料2の説明は以上でございます。

続いて、ガイドラインの素案についての今後の進め方でございます。ガイドラインの素案については、本日検討会で御議論を賜るということでございますが、ガイドラインを進

めるに当たっては広く御意見を伺うべきと考えておりました、取りまとめ前に任意のパブリックコメントを実施してはどうかと考えております。

期間については、法定のパブリックコメント同様に1カ月程度を考えております。本日は、ガイドラインの素案についての御意見に加えて、パブリックコメントの実施に関しても御意見をいただけますと幸いです。

また、このガイドラインの啓発につきましては、今後、これまでの議論を踏まえてリーフレットの作成などを行っていく予定ですが、「愛の鞭ゼロ作戦」のように、印象的なコンセプトを打ち出した上で啓発活動を実施していくということも重要であると考えております。したがって、今後の啓発キャンペーンも見据えてキャッチコピー等にもついて御提案があればお願いしたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○大日向座長 大変御丁寧な御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明を踏まえまして、資料2「体罰等によらない子育てのために（素案）」につきまして、皆様から忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。なお、資料を御提出くださいました委員もいらっしゃいますので、そちらについての御紹介もあわせてお願いいたします。それでは、御意見のある方、どうぞお手を挙げていただければと思います。高祖委員からお願いいたします。

○高祖構成員 高祖です。

私のほうからは特に意見というか、「体罰等によらない子育てのために（素案）」につきましては、きのうも赤字というか、このような表現にしてほしいという御提案もさせていただいた中、反映とか検討いただいたところが見られて、ぎりぎりまでかなり御調整いただいたのかなと思っております。私としてはとてもよい素案ができたのではないかなと思っております。

特に4ページの1つ目の○、「子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません」という断言をきちんと入れてくださったところとか、その次の行で「体罰は子どもの権利を侵害します」という文字もきちんと入れてくださったところ。そして、5ページ目の「1 しつけと体罰の関係」の2つ目の○「どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます」という明記。もう一つは、その次の行「これは保護者を罰したり、追い込むことを意図したのではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としています」というところ。そして、6ページ目の1つ目の○の2行目「全ての人について体罰は許されないことになりま

す」という文章を入れてくださったことに対して、大変感謝というか、そこを押さえてくださって素案をつくっていただいたところが、明確なメッセージになっているのではないかなと思いました。

意見書というか、提出書類が資料3にありますけれども、これは素案の先の話を書かせていただいたので、後ほどお話しさせていただくほうが良いかなと思っております。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、まず素案についてということで、高祖委員から大変よくまとめていただいたという御意見がございました。

ほかにかがですか。では、森委員、お願いいたします。

○森構成員 私も素案につきましては、私たち構成員の意見を反映していただき、充実した内容でつくっていただいていると思えました。ですので、大変感謝しております。

ポイントは、今、高祖委員が御指摘いただいたところとほぼ重複しますが、「どんなに軽いものであっても」というところを押さえていること。その趣旨として「親を罰するものではありません」ということであるとか、子どもの権利についてもきちんと位置づけされ、言及されておりますので、その点についても大変いい内容になっていると思っております。

さらに修正の御提案としまして、これは私が余り強調できていなかったところですが、最後の文末脚注に子どもの権利条約の条文などを載せていただいております、20ページから21ページにかけて特に重要な条文、3条の児童の最善の利益、6条の児童の生命、生存、発達についての権利、12条で意見表明権、これは非常に核となる権利ですので、それについて掲載していただいております。

ここに4条だったと思いますが、子どもが差別を受けない権利がありまして、家庭の中での文脈で、私も具体的なイメージがなかったのですが、例えば男の子、女の子の中で差別的な扱いがあったり、あるいは障害のある子どもに対して差別的な罰ということは実際あることですし、あり得ることですので、4条も、これは四原則と言われていまして、子どもの権利条約の中で特に重要なものの中の「差別について」が抜けていましたので、その点を補足として入れていただきたいと思いますと思っております。

もう一点が、具体的な方法としまして、11ページ「2 具体的な工夫のポイント」、12ページ「(1) 子どもとの接し方のポイント」ということで、①②③④⑤とありまして、⑥とするか、コラムみたいな形にするか、どちらでもいいと思うのですが、ペアレントトレーニングとか、あるいはペアレントプログラムなどは、ABC分析と言ったりしますが、まず前提となるきっかけ、その行動自体、それから結果に分けて検討しまして、そこで例えばきっかけの部分を変えてあげるということで、望ましい行動が起きやすくする。あるいは結果の部分で、望ましい行動をすれば、すかさず褒めてもらえれば、その行動は強化されますから、より望ましい行動がふえるということで、AがAntecedent、BがBehavior、CがConsequenceだったと思うのですが、そういう枠組みで捉えていくと、子どもとかかわる視点として一つかかわりやすくなるということをし少し盛り込んでもいいかなと思っております、きのう案を提案させていただいたのですが、ちょっと調整していただく必要があるということでしたので、改めて提案させていただきました。

それはみんながそうしないといけないという話ではなくて、そういうやり方もあります

という一つの提案としてそういった記載。①②③④⑤の中でも例えば③褒めるということは、結局、Cの部分で結果に働きかけているという部分ですし、13ページの「(2) 親自身のポイント」のほうに入ってしまうのですが、環境づくりということで、シールを張るとかいうのはAの部分で、きっかけの環境を整えてあげると。全体の枠組みとしてそういう視点があると、より整理されるのかなという気がしております。

私からは以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

2つ出された点は検討させていただくということでよろしゅうございますか。

○森構成員 ありがとうございます。

○大日向座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○高祖構成員 今回の森先生のお話に対してですが、今、お話しいただいた部分（ABC分析、ABCサイクルの手法）はこのガイドラインの中に既にある程度盛り込まれている考え方だと思うのです。ただ、それを別にABC分析、きっかけ、行動、結果みたいな感じでうまく説明できればいいのですけれども、今、拝聴した感じだと若干誘導的というか、きっかけを親がつくって、それに合わせた行動をして、よかったよとほめるというような流れ、少しそういう印象を受けてしまったので、あえて発言させていただきました。私が今、聞いた感じをそのまま掲載するとなると、すごく丁寧な説明が必要になるような感じがしましたので、最終的には調整の中でまた御検討いただければいいと思うのですが。もちろん、絶対危ないとか、人に危害を加えるとかという行動は別ですが、恣意的に最初から子どもを誘導・コントロールする的な感じで受け取ってしまいそうな書き方にはならないほうがいいかなというのは少し思いました。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

何かありますか。

○森構成員 ありがとうございます。

おっしゃるとおりでして、子どもを親の言いなりにコントロールする手段としてそういうことがされること、しかもそれが子どもの権利保障とか、あるいはQOLを向上させるような行動をふやしていくことは大事なことなのですが、例えば過度な勉強とか、あるいはスポーツをすごく強制させるようなことになると、それは子どもの健康を損なったりすることになってしまうのかもしれないですが、ただ、褒めたりしながら、ABCを意識して、AとかCとか、環境を変えて働きかけていく中で、それが子どもにとって望ましい行動、子どもの可能性をふやしたり、より人権が保障される方向にふやしていくのであれば、それは何も問題ないと思いますので、そこは表現の仕方なのかなという気もします。例えば「QOLを向上させる行動をふやすために」ということを明記するとか、「子どもの権利が保障される行動をふやすために」とか、そういうことであれば特に問題ないのかなという気はし

ます。

○大日向座長 ありがとうございます。

お二人の委員の方の御意見、それぞれもう検討させていただければと思います。

ほかにいかがですか。山田委員、お願いいたします。

○山田構成員 山田です。

私のこれまでの意見の中で、言葉による暴言も取り入れていただいていますし、社会全体としてやっていくというところも大きく取り上げていただけたと思っています。

文言の話ですけれども、例えば5ページの「こんなことをしてしまっていないか」というところの例です。「他人のものを盗んだので、罰としてお尻を叩いた」とあるのですが、よく聞かれるのは、盗んだというより、物をとったりというレベルだと思うのです。小さい子が遊んでいるものをもって、それでお母さんが思わず叩いたとか、そういう話が多いと思いますので、ここは「盗んだ」というより、「とった」というほうが適切なのかなと思いました。

もう一点は、15ページの3つ目の○「保育等の子育ての支援者、医療・福祉・教育現場等での子育て中の保護者に接する方は」ということで、ここに「保健」というのが入らないのかなと思いました。

今、保健と言わなくても、子育て世代包括支援センターの設置ということで、全国に言われていますので、その辺の名称を入れていただくということも一つ皆さんに意識をしていただけるのかなと思いました。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。大事な点ですね。

ほかにいかがですか。松田委員、お願いします。

○松田構成員 短期間で非常にいいまとめをしていただいて、ありがとうございます。

全体的にはとても賛同し、先ほどの森先生やいろんな方の御指摘のとおりだなと思っていますが、4ページ、呼びかけのところですが、私ももうちょっと早目に気がつけばよかったのですが、3の2つ目の○のところに「子育てに悩んだときに支援につながることを目的としています」というのが書いてあって、ここが主語がよくわからないなと思っていたので、保護者の方が悩んだときに支えられるということなのだと思いますけれども、でも、支援につながることに難しいなと思ったので、ここについてもうちちょっと工夫をいただけると。読んだ当事者の方がどう受けとめるかなというところに立つと、少し難しいと感じました。

○大日向座長 具体的な表現はありますか。

○松田構成員 ずっと考えていたのですけれども。

○大日向座長 また後でも結構です。

○松田構成員 はい。済みません。

それから、5ページの1の2つ目の○です。「どんなに軽いものであっても体罰です」

ということについては大賛成で、ただ、「不快感をお引き起こす行為」と書かれてしまっているところはちょっとひっかかっています。文末脚注の19ページの国連児童の権利委員会のところで「どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」と書いてあって、「不快感を引き起こす行為」と「不快感を引き起こすことを意図した罰」というのは若干意味が違ってしまっているのではないかと気がつき、「不快感」という表現を変えるのか、こちらの文章をもう少しきちっと出して書いていただければ、結果的に不快感を引き起こしたときにざわざわするなというのを感じています。こういうシーンはたくさんあると思いますので、意図して引き起こしているということがここに書かれていますので、そこを丁寧にさせていただけるとありがたいと思いました。

それから、15ページ「一人で抱え込まない」というところを入れていただいて、本当にうれしく思っています。ただ、一人で抱え込んでいるという状態が御自身に自覚がない場合が多いと思っていて、そこができればどんなに楽かと思いつつ、なかなか人に頼れない方が苦しんでいらっしゃると思いますので、一人で抱え込んでいるというのはどういう状態なのということであったり、そういうときに具体的に声を出していいのだよということが。ここについて具体的にこうしたらいいよということを書くシーンではないのかもしれないのですが、せめてその状態に気づいていただけるような記載があるといいのかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、福丸委員、どうぞ。

○福丸構成員 私もほかの先生方と一緒に、本当に短期間でじっくりと丁寧に、そして大事なところを盛り込んでいただいたなという気はしております。その上で、細かな表現であるとか、少し感じたところをお伝えさせていただき、提出資料のほうで具体的な案ということで、先生方にもお伺いしたいなと思って持ってきたものについてコメントをさせていただければと思います。

素案として、今回子どもの権利ということとよりよい関係性、関係というところ、この2点がバランスよく入っているなという気がいたしました。

細かい表現のところですが、4ページの2の続きで、最後の○の「しかし、体罰によって」というところと、最後の一文「また、全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており」。この権利というのが今回とても大事な一つの柱ですから、こういうところはもしかしたら別立てで「また、何より」というふうに項目を新たにしてもいいのかなと。目立つようにしてもいいのかなという印象を持ちました。

9ページ「なぜ体罰等をしてはいけないのか」。前回私が申し上げたことは、マルチコメントを初め、トラウマとかいうこと全てを盛り込んでくださいというわけではなく、共通認識というスタンスも多かったのですが、そういう意味で情報量を多くしてしまった

かなという反省もありつつ、前回大日向先生のコメントも踏まえてちょっと感じたところ
で言うと、9ページの「体罰等が子どもに与える悪影響」の最初の○「子どものときに辛
い体験をした人は」。これでももちろんいいかなとは思うのですけれども、つらい体験を
すると必ず悪影響が生じるととられてしまうと、本意ではないかなという気がいたしまし
て、少し丁寧に、例えば「子どものとき」と書かなくても、「養育者との不安定な関係の
中で暴力や暴言が日常的に繰り返されることで」とか、そんな文言にさせていただき、かつ
「心身に様々な悪影響、変調」としてもいいかもしれないなと思いました。そのようなと
ころが細かいところです。

あと、私のほうでは、体罰はよくない、では、どうしたらいいのかというところが多くの
親御さん、現場でも一番大事なところ、これから大事になってくる場所かなと思いま
して、「具体的な工夫のポイント」というところは、この素案の中でも肝だなというか、
ここもとても大事だなと思って。私自身が読んだときにどんな印象を受けるかなと思っ
たのですが、とてもポイントをまとめて書いてくださっていると同時に、頭の中ではわかっ
ているけど、それができないから大変というような、そんな部分もあるかなという気が
いたしまして、少し平易な言葉であったり、これはよくないのですというよりは、こんな
ことがあるかもしれませんね的な。

多くの親御さん、つまり、虐待が人ごとではないという親御さんが最後まで読んでいた
だけのように、ちょっと引いた感じというか、大変さを労いつつの文章。分担するのは大
事ということはわかっているけど、それができないからつらいとか、SOSを出すのは大事。
それは当たり前。わかるけれども、それが出せないからつらいと。現場ではそういう方た
ちと出会いますので、お子さんの気持ちを受けとめるのができたらどんなにいいかと。そ
ういう声が聞こえてくるかなという気がちょっといたしました。

そういう意味では、親御さんのところ、特に一歩引いた感じが一つ大事かなということ。
一方で、今、議論も出ていましたが、お子さんとのかかわりをどうするか。行動療法的な
視点とか、行動というところでの視点なども含めていろいろ盛り込んでくださっていま
したので、私なりにこれをもとに整理するとどうでしょうかというものを資料として持っ
てまいりました。ただ、これがそのままいいとは全然思っていないくて、たたき台ですし、
もとのほうがよければ、もちろんあれなのですけれども、先生方にも見ていただいて、御
議論いただければありがたいかなと思っております。

これを読んでよろしいですか。

○大日向座長 はい。

○福丸構成員 私のほうでは親御さんのケアというところを先に持ってきています。

「具体的な工夫のポイント」ということで、資料4を読ませていただきます。

体罰はよくないと分かっているけども色々な状況や理由によって、それが難しいと感じら
れることもあります。一方、安心感や信頼感、あたたかな関係が心地よいのは、子ども
も大人も同じです。ここでは、親・養育者（以下、親）と子どものよりよい関係に向け

て、具体的な工夫を考えてみましょう。

(1) 親・養育者（大人）自身のケア

最初に「子育てを担うことは、大変です」。まず、ここからスタートしたいと思いました。

子どもに腹が立つ、イライラするといったことは、子育てをする中で多くの（ほとんどの）親（大人）が経験するものです。子どもの年齢や特性など子どもにかかわることだけでなく、親自身が心配ごとを抱えていたり、周りに支えてくれる人がいなかったり、さまざまなことが影響します。子育てはストレスがたまることが少なくありませんし、子育て以外の事でもストレスはたまるものです。

2番目として「自分の気持ちに気づくこと、クールダウンの方法を工夫すること」。これも中にありましたものを使っています。

否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づくこと、また、それは子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさなど自分自身のことが関係しているのか振り返ってみると、気持ちが少し落ち着くことがあるかもしれません。

もし、子どものことより自分の状況がかかわっている、時間や心に余裕がないなどの時は、深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓をあけて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけられるといいでしょう。

3番目が「自分自身の疲れやイライラを軽減するために」ということです。

子育てを一人で頑張るのはとても大変なことです。家族で話し合えたり分担したりできるといいですが、それが難しい場合もあるかもしれません。もし、自分以外に手伝ってくれる人や力になってくれる人がいなかったら、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援（ファミリーサポート、家事代行サービスなど）を検討してみることも一つです。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気づいていない支援やサービスに出会えたり、それによって、疲れやイライラが軽減したりすることもあるかもしれません。

親御さんにはこの程度でとどめております。

そして、「子どもとの関係」というところで、この中にあるものをちょっと盛り込みつつ、少し整理させていただきました。

①子どもが言うことをきかない、にも色々ある

子どもが言うことをきかない、という場合にも色々な理由が考えられます。親の気持ちを引きたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、また体調が悪い、などさまざまです。「イヤだ」という感情を持つこと自体はいけないことではありませんし、親の対応も色々な方法が考えられます。どうしても従わなくてはならない重要なことがらでない場合、諦めてみる、今はそれ以上やりに合わない、というのも一つの方法かもしれません。

②子どもの成長・発達によっても異なることがある

子どもが身の回りのことをできるように、親・養育者がサポートしたり応接したりすることも大切です。一方で、子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できず、結果として「いうことをきかない子」と見えることもあります。成長・発達のばらつきによって子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアが必要なこともあります。

③子どもの状況に応じて環境を整えてみる

乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど「(触っちゃ)ダメ!」と言いつ過ぎないですむ環境作りを心がけましょう。忘れ物が多い子どもには、忘れ物を減らせる工夫と一緒に考える、見える化する(持ち物リストを作る、できたらシールを貼る)なども効果的かもしれません。

また、子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。例えば片づけをしない場合、何をどこにおいたらいいかがわかると、自分で片付けがしやすくなるかもしれません。困りごとをひもといてみるのも一つでしょう。

④注意の方向をかえてみたり、モチベーションにはたらきかけたりする

大人にとって困った行動を子どもがとり続けている時、気持ちを切り替えるのが難しいという場合もあります。時間的に可能なら、待つことで子どもの気持ちや行動が変化するかもしれません。難しければ、場面を切り替えること(家から出て散歩をする等)で注意の方向を変えてみてもいいでしょう。

課題に取り組むのが難しい場合などは、子どものモチベーションを意識してみるといいかもしれません。「歌を歌っている間に机の上を片付けよう」「大好きな魚について調べてみよう」など、子どもが楽しく取り組める工夫をみつけてみましょう。

⑤肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

子どもに指示をする時は、「走っちゃダメ!」と大声で言うより、「ここでは歩いてね」と、肯定文で何をすべきかを具体的に伝える方が、子どもにとってわかりやすく従いやすくなります。

また、「一緒におもちゃを片づけよう」と共に行うことで、やり方を示したり教えたりすることもできます。静かにしていなくてはならない場所に行く時は、小さな声で話す練習を試みるなども一つの方法です。

子どもは、大人の姿から色々なことを学びます。「おはようございます」「ありがとう」といったコミュニケーションを大人が日ごろから意識することで、子どもも挨拶をすることを自然に覚えていきやすくなります。

⑥良いこと、できていることを具体的にほめる

子どもの良い態度や行動をほめることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。また、普通にできている時に、「靴をそろえて脱いでいるね」と肯定的な注目をむけることで、その態度や行動が増えることにもつながります。結果だけではなく、頑張りを認めることも大切でしょう。

さらに、子どもの態度や行動をほめる時は、「自分でおもちゃを片付けられてえらかったね」と、何がよいのかを具体的にほめると、子どもに、より伝わりやすくなります。小さなことに注目するのはもちろん、注意されていうことをきいたり、よい行動に変化したりした時にも注目してほめることは意味があります。また、すぐにほめるのが一番効果的ですが、「さっきは妹にやさしくしてくれてありがとう」と、寝る前などの落ち着いたタイミングで伝えてもよいのです。

⑦子どもの考えや気持ちに耳を傾ける

こちらに時間や気持ちの余裕があるときは、子どもの気持ちや考えに耳を傾ける意識をもってみましょう。これは時にとっても難しいことですが、相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。これは、子どもも私達大人と同じです。

異なる考えや意見を持っていたとしても、あなたの考えはそうなのね、とまずは耳を傾けて、その上で、私（親）は違う考えを持っていることを伝えてみるのも一つかもしれません。意見は異なっても、お互いの気持ちや、その後のコミュニケーションに何か変化が生じることもあるかもしれません。

ちょっと分量が多いかなと思いますし、この内容、書き方とか、完成版というわけでは全然ないのですけれども、少し順番を入れかえたり、「かもしれません」という形でということ、一つの案として出せていただきました。

その上で、先ほど森構成員と高祖構成員からあったABC理論であるとか、そういったものを、例えば3番のところで「一人で抱え込まない」です。これが続きますね。これも、抱え込まないというよりも、もしかしたら流れの中では「いろいろな人の力とともに」とか、みんなが助けてくれるというか、肯定文にしておいて、子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったときは御連絡くださいとか、社会全体で見守っていきましょうとか、その中にこういうプログラムとかこういう考え方もありますとか、そういうふうにつながるようなコメントをしてもいいのかなと。そんなことをちょっと感じました。

済みません。長くなりました。

○大日向座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明は、素案の11ページから数ページにわたるところの内容を盛り込みながら、書き直してくださったということで、ありがとうございます。

ただ、私たちは今ここで初めて伺ったものですから、すぐに御意見といただくということができかどうかわかりませんが、一つ御意見をいただきたい点があるかと思います。それは、内容的には随分素案のものを盛り込んでいただいたのですが、比重、書き順がまず親へのケアから入っていくというところが新しい点だと思ひまして、これについて皆様の御意見をいただけますでしょうか。そのうえで細かな文言に関しましては事務方とも御相談して調整させていただけると思います。

順番について、福丸委員は、この素案は体罰をしてしまう親を罰するのではなくて、支援にウェートを置くものだという点でこういう御提案をいただいたと思います。その点について御意見をいただけたらありがたいと思いますが、いかがですか。立花委員、どうぞ。

○立花構成員 福丸委員の案は非常に素晴らしいと思います。順番も親御さんへのケアというところから入っていくということで、親御さんも非常に受けとめやすいかなと思いました。内容も親御さんの立場に立って、困っていることに寄り添うような、非常に丁寧な内容になっていて、聞いていて非常に感銘を受けました。

素案の15ページの「一人で抱え込まない」というところに意見ですが、親御さんの視点、親自身のケア、それから子どもとの関係というところで福丸委員からいただいて、本当に悩んでいる親御さんで、自分で一生懸命考えていろんな本を読んだり、いろんなアドバイスを受けたりしてもなかなかうまくいかない人もいるかなと思ひまして、うまくいかないのも非常によくあることで、自然なことなのだと。そういうときに一人で抱え込まないで、どんどんSOSを出してほしいという流れで、そこら辺を、例えば素案のところとか、福丸委員の案だと非常に丁寧に書かれているのですけれども、このマニュアル、これに沿ってすると子育てが非常にうまくいくような、文章も素晴らしいですし、ぱっと見たときにそういうイメージを持ちやすいかなとも思うのですが、それでもうまくいかない親御さんもいるかなと思うので、そういう親御さんのために、「一人で抱え込まない」というところに、うまくいかないこともありますよというところを少し強調されるような書きぶりもいいかなと思いました。

○大日向座長 ありがとうございます。

山田委員もお手を挙げられましたね。どうぞ。

○山田構成員 福丸委員さんの文章を見て、まだ全部の文章を理解できていないのですが、見出しがいいです。例えば「子どもが言うことをきかない、にも色々ある」と優しく表現をされているのが、こういうふうな口調がいいかと思いました。

今、議論になっているのは、子どもとの関係を先にするのか、親のことを先にするのかという議論と思うのですが、これは体罰を禁止するということでは、子どもとの関係でこういうふうにしたほうがいいですよというのを先に打ち出すほうがよりわかりやすい。それで親がどういうふうにしていったらいいかなというほうが、思考としてはわかりやすいのかなと思います。

○大日向座長 それでは、高祖委員、お願いいたします。

○高祖構成員 ありがとうございます。

福丸委員のとても丁寧な書き方とか寄り添った文章というのは、とても素晴らしいと思いました。山田委員がおっしゃったように、福丸委員のほうは、今後保護者に伝えていくとき、リーフレットなどでの表現方法としたときの読みやすさをすごく感じました。ただ、ガイドラインの形式というか、今回子どもへの体罰をやめようという明確な意思表示は先に押さえていくような形のほうが、その意図が広く明確に伝わると思っています。もちろん

ん、見出しの書きぶりなど、調整はもう少し必要だと思いますけれども。そちらを明確に立てていただくほうが、この委員会として出すガイドラインでいいのではという感じはしました。

保護者向けの冊子やリーフレットをつくる際には、順番を変えたり、表現をやわらかくしたりということは多分必要なのかなと思うのですが、ここの委員会としてはそこは明確に旗を立てることあ必要だという感じはいたしました。

ありがとうございます。

○大日向座長 ありがとうございます。

意見が分かれているようですが、ほかの委員はどうでいらっしゃいますか。では、森委員、どうぞ。

○森構成員 まず、福丸委員が作成していただいたこの文章は、皆さんもおっしゃっているように、親御さんに寄り添って、非常にやわらかい表現で、わかりやすいですし、すばらしいと思いました。ですので、内容的に大体取り入れていただいていると思いますので、あとは調整とか、わかりやすさとかでさらにブラッシュアップしていくと、すばらしいものになるのではないかと思います。

1点、私としては、「(2)子どもとの関係」の「⑦子どもの考えや気持ちに耳を傾ける」というところで、「こちらに時間や気持ちの余裕があるときは、子どもの気持ちや考えに耳を傾ける意識をもってみましょう」という表現になっていまして、これは寄り添うという意味ではそうなのですが、子どもの権利という視点からは、子どもの意見表明権、子どもの声を聞くというのは、最も大切な権利のうちの一つ。最も重要かもしれないぐらい大切な権利でして、ここが時としてという表現では少し弱いなと思います。

もちろん、現実にはなかなかそんな余裕はないかもしれないですが、だとしても、受けとめていきましょう。その点については、素案のほうはそういう表現になっていまして、さらに子どもとの関係の中で、素案ではそのことが一番最初に書かれていまして、その点は順番として、子どもとの関係の中で一番にそのことが書かれてあることがいいと思います。

その上で、親が先なのか、子どもが先なのかという点につきましては、私は、子どもの意見表明権を保障しようというニュアンスがはっきり伝わるのであれば、どちらでもいいと思うのですが。

ちょっと補足で、それは国連・子どもの権利委員会でも、体罰があることは子どもの意見表明権を阻害してしまうと。子どもの意見表明権が保障されることは、暴力を防止する、予防することにつながるという関係があるということを指摘していまして、ですので、そこがとても大事だと思っていまして、そこを伝える上では先にあったほうがはっきり伝わるのかなという気もしますが、表現の仕方によっては後でもいいのかもしれないしという感じです。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

もうお一方、松田委員はいかがですか。

○松田構成員 これはそもそも子どものためにやることなので、子どもにとってというところの軸があればとてもいいと思っています。立花先生もおっしゃっていたのですが、これをやり遂げることで自分がすごく大変なので、みんながチームになるよというメッセージが伝わるのであればいいと思います。

○大日向座長 どうぞ。

○福丸構成員 ありがとうございます。

私もどちらがいいかなと迷いながらだったのですけれども、一つには、全体として最初から読んできたところをイメージして、子どもの権利であるとか、体罰はなぜいけないのかとか、悪循環ということがずっと出てきているので、その流れの中でちょっと考えているところはあります。そういう意味で、「具体的な工夫のポイント」といったときに、親がこうしなければいけない、ああしなければいけないと頭の中でいっぱいになってしまうかなというところから、ワンクッション置いたというような経緯がありますので、取り出して子どもの権利が重要だということであれば、どちらでもいいかなという気はしております。

ただ、私自身、臨床の現場で出会っている親御さんたちが、どうしてもDVだったり、トラウマを持っていらっしゃる方たちが多いのです。そうすると、最初に子どもの気持ちを受けとめるというのが来てしまうと、そこで本当にもう無理とこうなってしまうのだろうなど。そのところの心配があったものですから、できると本当にいいことなのだけでも、最後にこれをあえて持ってきたというところがちょっとありました。

済みません。

○大日向座長 ありがとうございます。

本当に貴重な意見交換ができたと思います。順番についてどうしようかなと大変迷うところで、意見も分かれるところですが、高祖委員も言われたように、本検討会は、子どもに対する体罰をいかに禁止するか、やめてもらうかにポイントがあるということで、これは山田委員も同じだったでしょうか。森委員も子どもの権利表明に重きを置くというご意見、ガイドラインとしてはまずそこを明確に打ち出すことが大切だというご意見だったかと思えます。

このガイドラインの精神は親をけっして罰するのではなく、むしろ支援するというのを基本としているのですが、その点の言いぶりとか書きぶりが足りなかったなという思いが福丸委員のご意見をうかがって改めていたしました。ですから、そのあたりは適切に入れさせていただきながら、今、福丸委員がおっしゃったように、親が「もう無理」と思わないような書き方にしたいと思います。このあたりは事務局とも御相談しながら検討させていただければと思います。

素案に関しては、今の御意見も含めて一、二要検討事項もございましたが、大方は皆様

が積極的に交わしてくださった意見を事務局のほうで非常に適切に盛り込んでいただけたというところでは一致していたかと思えます。その他、まだ御意見いただけていない点が2点でございます。キャッチコピーをどうするか。今の素案のキャッチコピーは「体罰等によらない子育てのために」となっていますが、広報・啓発の観点からキャッチコピーに関して御意見をいただけたらということであったかと思えます。

それから、事務局から御提案のあったパブリックコメントをどうするか。ここについても御意見をいただければありがたいと思えます。

まず、啓発に絡んではもう少し意見もあると先ほど高祖委員もおっしゃったのですけれども、その御意見もおっしゃりながら、キャッチコピーのほうもいただけたら助かります。○高祖構成員 資料3の意見書で書かせていただきました。1回目、2回目の会議でお伝えしてきたことも改めて整理させていただいた部分もあり、重複しているところもあるかと思えますけれども、お伝えさせていただきます。

まず、パブリックコメントについてです。これは私自身も迷うような部分もありましたが、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンさんが調査した結果だと、日本中の半数以上の方がまだ体罰容認派という中において、パブリックコメントを出すと、かなりの反論が来る可能性もあるかなというところ。委員会でガイドラインの素案を出したのに対して、徹底的に打ちのめさせるようなことがあると、とても困るなという意識はあります。

ただ、きちんとオープンにして皆さんに見ていただいて、そこで賛成、反対も含めて出していただくほうが、あ、そういうことが今、国で動いているのだという確認というか、啓発にもなるかなと思いました。

そして、パブリックコメントには反論もあろうかとは思うのですけれども、そこは国会で通った部分とか、子どもの権利委員会から言われているところとか含めて、本当にベースの部分はずらさないということは押さえる（もちろん皆さんそうだと思うのですが）、ということを書かせていただいております。

さらに、反論意見みたいなものは、逆に言えば、今後啓発のためにホームページとかを作成されるかもしれないのですが、そういう中で、こういうのは何でだめなのですかみたいな感じの一つの例として使うと、とてもわかりやすいものになるかなと思いました。

その次の「ガイドラインの内容の広報について」ということで、私もわかりやすいキャンペーン、名称でやっていくのがいいのかなと思いました。東京都は、「東京OSEKKAI計画」とか、「体罰は×（バツ）～叩かない、どならない子育て宣言」というステッカーをつくったりしております。私自身、いいアイデアがなかなか思いつかないというのがありますが、2017年の「子どもを健やかに育てるために ～愛の鞭ゼロ作戦～」というリーフレットの作成協力をさせていただいており、それも割とわかりやすい名称ではあるので、そこをベースにしながら進んでいくのもいいのかなと思いました。

その次です。ガイドラインの中にも盛り込んでいただきましたが、親だけではなく、全ての人というところをぜひわかりやすく周知していただきたいなと思っています。

親については、母子手帳などにも子どもの権利とかガイドラインということでぜひ盛り込んでいただけるといいかなと思っております。

ホームページ作成においては、ポピュレーションアプローチとか、肯定的な注目とか、あと園や学校、この間、講座で伺った園でも「否定語は使わないとか、やっちゃだめと言わないでいかにわかってもらうか」みたいなことに取り組みだされていたところもありますので、そういう好事例を紹介するのもいいかなと思いました。

ガイドラインの周知・啓発というところで、一番は妊娠中の、これから親になる方に、できれば母親学級ではなくて、夫婦ともに学ぶ講座でのコンテンツ内容として伝えていくような形になるといいなと思います。

子どもの成長段階によって、妊娠中の親、乳幼児の親、就学時の親、小学校、中学校、高校、いろいろな段階において悩み事が変わってきますので、そういうところにも対応するような周知・啓発も必要かなと思います。

さらに、事務局から最初に話がありましたけれども、子連れ再婚時のときに、そこは集まっていたいて講座をして伝えるというのは難しいかもしれませんが、届け出を出したときにさっと渡せるようなリーフレットなどがあれば、注意喚起にもなるのかなということも思いました。

あと、専門職とか支援職。専門職、支援者自体も子どもへのかかわり方。先日、学童保育の方とお話をしたときに、どうしてもどなりつけたり、手は上げないのだけれども、かなり指示的、威圧的なかかわり方をしてしまうというお話もありましたので、支援者や職員自身の子どものかかわり方と、あとは、そういう方が保護者にどう伝えていくか、2つの方向の啓発も考えていけるといいかなと思います。

その次が相談しやすい場づくりということで、日本は子育て世代包括支援センターもそうですし、ひろばとか保育園とかでもたくさんの相談の場づくりはされていますけれども、専門職の相談スキル、否定しない、いらいらしてしまう、たたきたい気持ちになったところは受けとめつつ、では、どうしたらいいのかというところの寄り添いができる、そういうスキルをアップするというのも必要かなと思いました。

相談場所自体も、まだ知らない方もいらっしゃるので、東京都ではLINE相談などもスタートしておりますけれども、相談しやすい関係性とかツールとか、そういうのも必要かなと。

最後に書いたのが子ども自身が学ぶ場、困り事を訴えられる場。意見表明ですが、保育園なら保育園、幼稚園なら幼稚園なりにわかりやすい言葉で伝えていく。子ども自身が「暴力や体罰を受けるのが当たり前ではない」ということを学んでいける場が必要かなと。子ども用にわかりやすいハンドブック、動画だったり、海外の例にもありますので、そういうツールを作成したりとか、あと、子どもオンブズなど、子どもの困り事とか意見を吸い上げる場、子どもたちの権利が侵害されていないかをキャッチし対応するなど大事です。多分別なところで今、お話がいろいろ進んでいると思うのですけれども、そのようなとこ

ろもぜひ整えていただければと思います。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがですか。森委員、お願いいたします。

○森構成員 配付資料について一通り御説明をさせていただきたいと思います。資料5-1は「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」ということで、15歳から80代までの3万人にアンケートをしたと。特に私が重要だと考えましたのが、1ページめくっていただきますと、「十分に知られていない子どもの権利条約」ということで、小さくて読みにくいのですが、子どもの権利条約を知っていますかと。「内容までよく知っている」という子どもが8.9%で、「聞いたことがない」というのが31.5%。「聞いたことがない」という大人が42.9%という状況である。子どもの声としましては、「義務教育の中で『こんな条約がある』という情報しか習わず、細かい内容などが教えられないどころか、示されていないことがある」「全く教育などがなされてなく、今まで内容を全然知らなかった。もし（権利を）知っていれば、子どもも意見を主張して話し合いをしたりできる」。ここは非常に重要だと思っていまして、まずあなたには権利がありますよということをきちんと学ぶ。伝える。そうすれば、子どもはそこから自分の意見を表明することができますので、ここの数字を大きく変えていかないと、本当の意味で子どもの権利というのは保障されていかないと思います。

右側をごらんいただきますと、「80%以上の子どもと大人が、守られていない子どもの権利があると感じています」と。「現在の日本社会において守られていないと思う子どもの権利を選んでください」。50.8%の子どもが「親からの暴力やひどい扱いから守られること」が守られていないと感じていると。大人も「親からの暴力やひどい扱いから守られること」が56.9%。やはり暴力の問題が非常に守られていないという認識があるということが明らかになっております。

次のページをごらんいただきますと、「子どもたちの声」で、19条のところをごらんいただきますと、子どもの権利が守られていないと思うときについての子どもたちの声としまして、「虐待のニュースを見るたびに守られていないと感じる。最近多いので何か自分にできることがないか考えたい」「意味不明な叱責を受けているとき」「大きな事件が起こってからじゃないと、警察、施設が動かない現状だと思います。子どもの寂しさという目に見えないものは無視し、傷などの目に見えるものだけで判断して、ホントの事、ホントの気持ちを言えない子どもたちは気持ちを吐く場、居場所がありません」という子どもたちの声を取り上げられております。こうした状況を変えていくことが必要になると思います。

あとはざっと説明させていただきますが、資料5-2①がセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンさんがまとめられたスウェーデンでの啓発の取り組みの資料です。3ページ目「体罰禁止法定化後の啓発キャンペーン」ということで、全家庭に小冊子を配布したり、牛乳パックでのメッセージ掲載。子どもを対象にYoung speakersというコンサルテーション。

具体的な内容はわかりませんが、あるいは絵本があったり、その下に学校の授業で導入しているということで、子どもたちが授業で学ぶようにしていつているということです。

こういったことがあって、数枚めくっていただきますと棒グラフ。既に御存じかと思いますが、スウェーデンでは体罰に対する容認も使用も大きく減少していますので、ぜひ日本でも参考にした取り組みができたらと思います。

資料5-2②、5-2③は、スウェーデン以外の国についての啓発などについてまとめていただいていますので、また参考にさせていただけたらと思います。

資料5-3は、セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンのほうでまとめた「子どもに対する体罰を終わらせるための手引き」というものでして、これはインターネット上でダウンロードしていただけるものですが、大きく法改正と啓発キャンペーンについてまとめられております。

1つめくっていただくと、目次で第1章、第2章、第3章が法改正に関するものなのですが、日本においては一定の改正がなされましたので、第4章が啓発のキャンペーンについて、具体的にこういうことをやったらどうですかという提案がされています。スウェーデンで行われたことなども参考にされています。第5章でそのキャンペーンの効果を評価しましょうということで、非常に詳細な記載がされていますので、こういった成功例を大いに参考にできたらと思ひまして、資料として提出させていただいております。

資料5-4①は、日本行動分析学会が「体罰」に反対する声明というものを発表されていまして、これは主に科学的な見地から体罰というものは効果がないと。極めて限定的な場合にしかないということで、そうであれば反対するという声明を公表しております。もちろん、人権の視点からも反対されております。

資料5-4②は、1ページ目は英文ですが、2ページ目から日本語になっていまして、それではどうするのかというところで、「体罰をなくすために、ポジティブな行動支援から」ということで、前回徳島の学校での取り組みについてパンフレットを配らせていただきましたが、そういった取り組みが理論的に整理された論文でして、これもウェブ上で公開されています。先ほどの応用行動分析、ABC分析などの発想から、子どもたちの人権保障をしつつ、QOLを高めるという視点から取り組みをしているというものです。

資料5-5です。1回目で国連・子どもの権利委員会について、8号、13号というものについて提出させていただいたのですが、一般的意見1号というものがあまして、これは教育の目的ということで、これも非常に重要な文章でありまして、そもそもしつけとか教育は何のためにするのかということについて、国連・子どもの権利委員会では見解をこのように述べております。非常に詳細でありますので、また適宜参考にできたらと思うのですが、8項のほうに教育の目的から考えて体罰とは相入れないということの指摘もありますし、子どもたちの人権の保障。これは29条1項の条文にありますが、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにするために教育をするのですが、結局、自立していくためであったとしても、そのために暴力を振るうことは子どもにとってはよくない

ことであるといった指摘があります。基本的な文書となりますので提出させていただきます。

最後が資料5-6です。体罰の問題に国際的に取り組んでおりますGlobal Initiative to End All Corporal Punishmentという団体がありまして、世界で58カ国が体罰禁止を実現していきまして、禁止から、では、なくしていくためには何をやるかというところについて、既に取り組みが始まっております。2ページ目、3ページ目は、こういうふうにやってみましょうと。全て英文なのですが、こういったものもあります。これもウェブ上で公開されていますので、こういったものも参考にしながら、効果的に社会の中で暴力、体罰などをなくしていく取り組みができたらと思っております。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

森委員には広報・啓発に役立つ貴重な資料をたくさん御提供いただきました。

ほかの委員の方、いかがでいらっしゃいますか。御意見ありますか。

皆様、パブコメするということに関してはよろしいですか。

(首肯する構成員あり)

○大日向座長 どうぞ。

○松田構成員 パブリックコメントが実施されていることを知らないままに終わることが多いので、開始の前にお知らせを。この日からしますということと、できればいろいろな手段で広報していただけるとありがたいなと思います。私たちも知れば、何となくシェアして、いろんなところで。子ども自身がそこに意見を表明することも構わないということで大丈夫なのですね。なので、子どもたちも知れたらいいとか、中高生とかティーンエイジャーだったらしっかり。先ほどのアンケートでもすばらしい御意見を16歳の方が書いていらっしゃるの、これも一つのキャンペーンと思って大いにやっていただけたらと思います。お願いします。

○大日向座長 ありがとうございます。

パブリックコメントをするということについては全員が合意ということで、さらにパブコメの前の広報も必要だという御意見をいただきました。ありがとうございます。

でしたら、キャッチコピーについてももう少し御意見をいただけると。先ほど高祖委員からは2017年度の厚労省が作成されたリーフレットを継承、拡大してはどうかという御意見も出たのですが、そうすると、「愛の鞭ゼロ作戦2020」になるのでしょうか。ほかの方もどうかご意見を。パブコメをするときにキャッチコピーも目を引くというか、そういうのがつけられるといいですね。お願いいたします。

○松田構成員 これは公募するというわけにはいかないのですか。いろんないいアイデアとかコピーが集まるのではないかと考えていて。

ここは合わないのですけれども、町の中でみんなで火を囲もうという、七輪を推奨しているネットワークがあって、その人たちは「子どもに当たらず、火に当たる」と言って

いて、うまいと思っているのですね。地域の人たちはそういうのをいっぱい出せると思うので、そうすると、関係者がふえていくのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

○大日向座長 ありがとうございます。

キャッチコピーについてもパブコメで募るということも御提案いただきました。

ほかはいかがですか。どうぞ。

○森構成員 今の松田委員のパブコメも子どもたちの声も受けとめるのがいいのではないかという御意見に大賛成でして、ただ、かたい様式、一般のパブコメの形だと、そこに書けるのは高校生とか限られてきますので、手間はかかると思うのですが、本当に読みやすく。たしか別のキャンペーン、子どもに対する暴力、GPeVACのキャンペーンなどでも子どもの意見を寄せてくださいということをやっていたと思いますので、そういうのも参考にしながら、子どもが答えやすいような形で実施していただくと、そこでまた子どもたちのいろんな声も聞けますし、子どもたち自身の意識が変わる一つのきっかけになると思います。

○大日向座長 ということは、恐らく高校生以上でしたら読み込めると思うのですけれども、中学生、小学生ぐらいですと、もう少し別の形で。先ほどのアンケートについてもモデル案のようなものがあるのでしょうかね。先生が今おっしゃったようなこと。

○森構成員 そうですね。アンケートの素案、まだそこまで。ちょっと考えてみます。

○大日向座長 パブコメをするということに今、合意されたと思うのですが、事務局にお尋ねしたいのですが、いつぐらいのスケジュールでお考えでいらっしゃいますか。

○柴田室長 本日の議論を踏まえまして修正案をつくった後にパブコメ案をかけたいと思っていますので、その案が整い次第と思っています。なので、今回の修正がどのぐらい時間がかかるかによりますけれども、早ければ今週とか来週に開始できればと思っています。

○大日向座長 年内もあり得るということですか。

○柴田室長 できるだけ早くと思っていたので、この検討会が終わった後、例えば今週とか来週ということは、私の中だけでは想定していました。このガイドラインは来年4月施行ということもございますので、そこまでに取りまとめたいということと、ガイドラインの策定後、今年度中に啓発資料等を作成することも検討していきたいと考えています。準備期間もありますもので、そういったスケジュールを事務的には想定していました。

○大日向座長 わかりました。

ということのようでございます。そういたしますと、子どもたちの意見を聞くのは非常に大事ですが、読みこなせる年齢の高校生以上は視野にきちんと置く。しかし、小さい子どもたちの意見は、森委員がいろいろ出してくださったアンケートなどもありますので、そういうのを参考にするとということも一つの方法かと思います。

そろそろお時間も残り少なくなってまいりました。いかがでしょうか。この素案に関して幾つか確認しておきたいと思います。大筋に関しては皆様から合意をいただけた。しか

しながら、検討事項も幾つかございますが、その点に関しましては事務局と御相談して修正をさせていただくということで、座長一任ということでお任せいただいてもよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○大日向座長 ありがとうございます。

それからパブリックコメントをする。それからキャッチコピーはどうするか。表題ですね。それについてもパブコメの中で募るか、あるいは案を出しながら募るということもあるかと思います。そのあたりも御一任いただいているということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○大日向座長 引き続き少し残った時間がございますので、ガイドラインの素案につきまして、追加の御意見等がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○森構成員 済みません。ちょっと話が戻るのですが、パブコメというのは、結局、この素案について御意見をいただくということになると思うのですけれども、例えば読み仮名を振るだけでも、言い回しは難しいですが、小学生でも読める子は読めると思いますので、読み仮名、振り仮名つきバージョンと漢字バージョン。それはそんなに手間暇かからないと思いますので、つくっていただいて、子どもにもぜひ声を聞かせてくださいというぐらいであればそんなに大変ではないと思いますので、実現していただけたらと思います。

○松田構成員 保護者の方のためにもいいですね。

○森構成員 おっしゃるとおりでして、漢字を読むのもしんどいという方もいらっしゃると思いますから、ユニバーサルデザインという意味では、いろんな方にとって読みやすくなるということにもなると思いますので。

○大日向座長 ありがとうございます。

今、御意見を伺いながら、先ほど私は高校生以上などと限定してしまったのですが、たしかに小学校高学年、中学生も読み込める子はたくさんいると思いますので、ぜひそういう方向で範囲を広げてみたいと思います。ありがとうございます。

ほかに追加の御意見等あるかと思いますが、先ほど室長がおっしゃったスケジュールをお考えいただいて御意見がありましたら、後ほど事務局にお寄せいただければと思います。

きょう予定していたことは大体終わったかと思いますが、最後に事務局から次回日程も含めて御連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○柳室長補佐 ありがとうございます。

次回日程につきましては、後日改めて御連絡させていただければと思います。

○大日向座長 それでは、本日の検討会はこれにて閉会といたします。御出席の委員の皆様、ありがとうございます。